

休眠預金の活用について

～ 活用分野と活用形態を中心に ～

平成24年11月14日

国家戦略室

1. 休眠預金の活用にかかる今後の検討について

○ 第2回会合において、以下のとおり意見の整理を行った。

「休眠預金の活用にかかる今後の検討について～「休眠預金の活用にかかる意見交換会」における意見の整理～」(2012年9月10日)の主なポイント

- ▶ 休眠預金の資金は、かなり長期の運用も許容される資金。経済的成長分野(再生可能エネルギー、新規事業の創出など)や社会的成長分野(人材育成・教育、子育て支援など、社会的意義のある分野)を中心に、既存の仕組み(金融システムや政府の補助金等)では対応が不十分な分野に活用すべき
- ▶ 資金は、融資、出資、寄付の3つの形態による活用を検討すべき。これら3つの適切なポートフォリオについて、モラルハザード防止に留意しつつ検討するほか、民間の目利き力を活用する仕組みを構築すべき
- ▶ 休眠預金の活用の意義、活用対象・体制などについて、広く国民の理解を得るほか、資金が成長に資するかたちで有効活用されていることを検証できるようにすべき
- ▶ 資金の運用体制は、民間ファンドとのマッチングによる資金拠出手法を活用するなど国民参加型の資金配分先決定の仕組みや近年拡大している個人の意志を反映して組成されるファンド等を参考に、資金に加えて事業・経営支援をあわせて提供する仕組みの構築を検討すべき

2. 資金の活用分野に関する論点

① 経済的成長分野と社会的成長分野のどちらに力点を置いて配分するか？

- ・ 成長マネーの供給という観点から、社会的成長分野への活用をどう考えるか。
 - ▶ 社会的成長は、社会や生活基盤の充実を通じて、経済的成長を支え促進する効果をもつとの考えもあるがどうか。
- ・ 原資が国民の預金であるため国民の理解が必要になることを考えると、
 - ▶ 社会的成長分野での活用の方が理解を得やすいという考えもあるがどうか。海外では、社会的成長分野向けに活用されているがどうか。
 - ▶ 一方、特定の関係者の利害に直結するとのイメージがあることや既に多くのチャネルから供出されていることから、経済的成長分野への活用について、どのような分野であれば理解が得られるか議論が必要ではないか(資金供給が十分でない長期資金として供給するのであれば国民の理解も得られるか)。

2. 資金の活用分野に関する論点

② 具体的にどのような分野・事業への活用が考えられるか？

- ・ 既存の金融システムや補助金等では対応不十分な分野は具体的にどこか。
 - 経済的成長分野においては、長期資金の供給は十分とはいえないのではないか。
 - 社会的成長分野においては、採算性が低いことから、資金は全般的に不足しているのではないか。
- ・ 具体的な活用分野・対象は、事前に決めておくべきという考え方もある一方で、国民の理解に基づき、民間において柔軟に決定することでよいのではないかと考えもあるが、どこまで大方針として決めておくべきか。

(1) 社会的成長分野として活用すべき具体的な分野・事業は何か？

- ・ 具体的な分野・事業は、資金の出し方(活用形態のうち、特に寄付・助成)との関係で議論が必要となるのではないか。→「3. 資金の活用形態に関する論点」参照。

(2) 経済的成長分野として活用すべき具体的な分野・事業は何か？

- ・ 国民の理解を前提として、長期運用も許容される休眠預金の特性を生かして、既存のファンドよりも長い投資期間(例えば10年超)を必要とする事業に資金を供給するとの考えもあるがどうか。
- ・ 大学の基礎研究等で生まれた技術の事業化促進の資金や起業家教育プログラムやビジネスコンテストなどの起業家育成事業について、資金供給が十分ではないとの考えもあるがどうか。
- ・ 資金の一部で収益性を追求することが適当との考えもあるがどうか(休眠預金資金の確保や不確実性への対応等)。

3. 資金の活用形態に関する論点

③ 返済を求めないかたちでの資金提供(以下、助成)を、預金者への払戻しを前提とする休眠預金の資金を用いて行うとした場合に問題はないか？

- ・ 運用益の範囲内で助成をおこなうべきであるという考え方と、一定の留保資金を残すことで取り崩しも容認すべきとの両方の意見があるが、どのように考えられるか。
- ・ 事業の立上げ段階等での一時的な出費等に対する助成は認めるが、モラルハザード防止の観点から、経常的運営費等に対する継続的な助成は行わないなど、助成の対象を限定することも考えられるがどうか。
 - この場合、採算性が乏しい事業の場合、継続的に寄付の提供を受けるなど事業の継続を可能とする仕組みの構築を前提として、助成を行うといった仕組みも必要となるのではないか。
 - 融資・出資資金と併せて経営支援を提供するためであれば、助成のかたちでの活用が考えられるか。

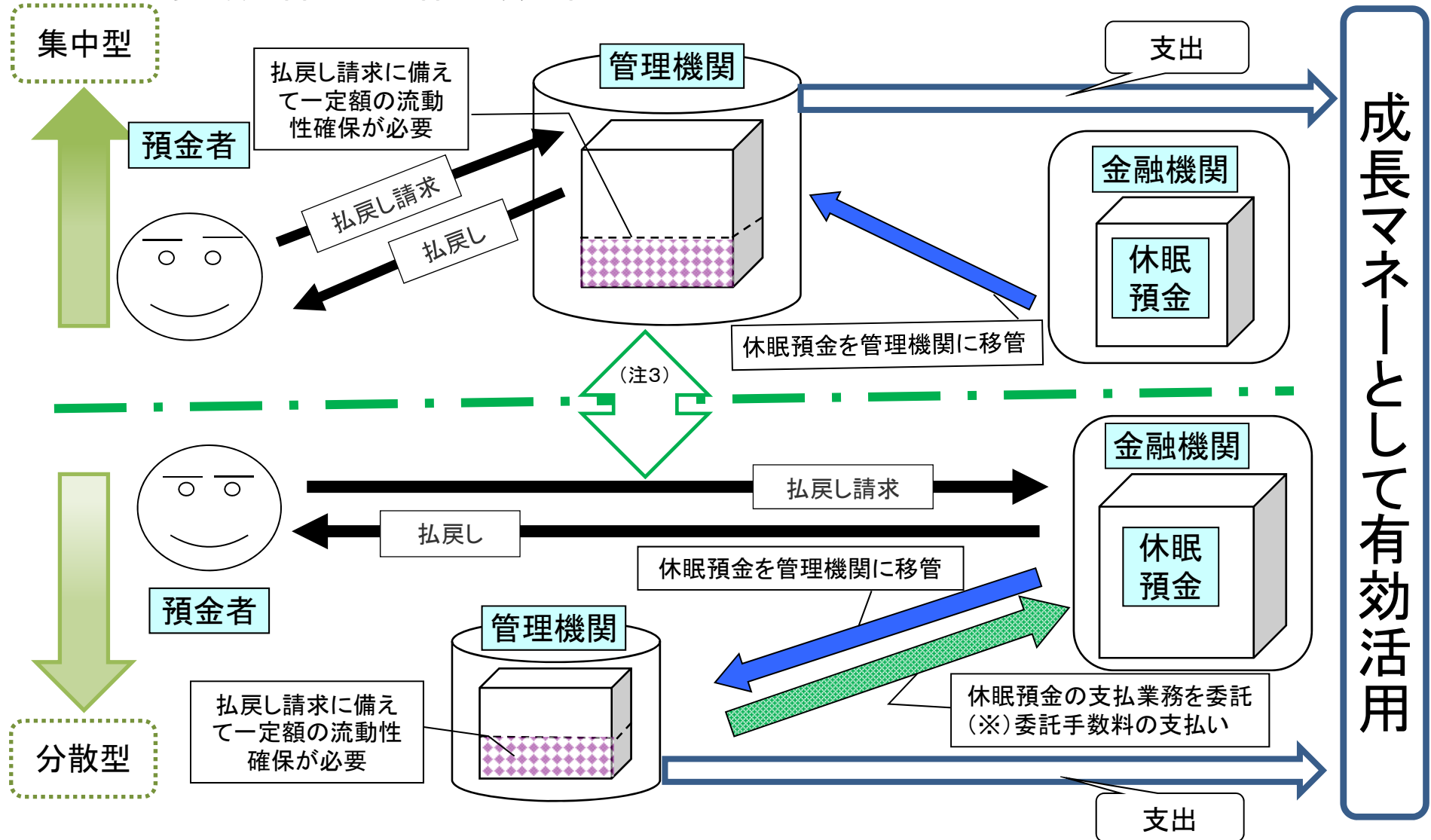
(参考資料1-1) 休眠預金管理スキームの調査結果概要

- 管理機関で原則すべての事務を行う集中型(パターンⅠ)、それらを金融機関に委託する分散型(同Ⅴ)を中心に、その中間型も含めて比較・検討。
- 休眠預金の移管・払戻し額を推計すると、10年間で6,036億円(悲観値)から9,259億円(楽観値)の資金が累積される見込み。
(主な前提条件)
 - ・楽観値:①全国銀行預金残高(10年前)に対する休眠預金発生額が現在と同じ、②休眠預金発生額に対する払戻額の割合が現在と同じ(40%)
 - ・悲観値:①休眠預金発生額が楽観値対比10%減少、②払戻額の割合が現在より20%上昇(60%)
- 管理機関の運営経費は、37億円(Ⅴ、楽観値)から140億円(Ⅲ、悲観値)が発生する見込み。
⇒より多くの事務を金融機関に委託するⅢ'やⅤでコストを低く抑えることが可能。
- この結果、10年後の累積活用可能額は、4,048億円(Ⅲ、悲観値)から8,509億円(Ⅴ、楽観値)の見込み。
⇒Ⅴが他のケースよりも100から500億円程度活用可能額が多い。

実現パターン	楽観値	悲観値
Ⅰ(集中型)	8,248億円	4,321億円
Ⅴ(分散型)	8,509億円	4,564億円
〔差異〕	〔261億円〕	〔243億円〕

- こうした定量的な評価に加えて、預金者の利便性や金融機関及び管理機関の業務・システム・制度整備面からみた定性的な評価も含めて総合的に評価すると、移管元金融機関に事務を委託するⅤが最も高い評価となり、預金者への金銭の払戻し事務のみを管理機関が実施するⅢ'も高い評価結果となった。

(参考資料1-2) 休眠預金管理スキーム(イメージ) (注1) (注2)



(注1) 休眠預金を一元的に管理する機関を活用したスキームの中でも、集中型から分散型まで様々な形態が考えられるところ、あくまで幅を持って解されるイメージであり、このイメージに基づく今後のフィージビリティ・スタディを経て、具体的な制度設計が行われることとなる。

(注2) 「集中型」では、預金者に対する休眠預金の払戻しを含めて基本的に全ての事務を管理機関で行うことを前提。一方、「分散型」では、預金者に対する休眠預金の払戻しを金融機関に委託し、各金融機関において預金者に払戻しを行うことを前提。

(注3) 集中型・分散型の中間的な形態も考える。

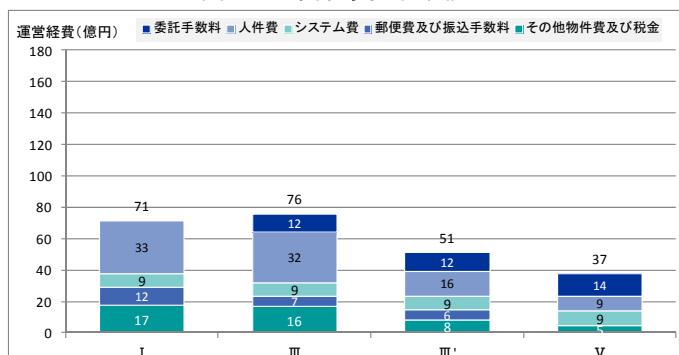
(参考資料1-3) 休眠預金管理スキームの調査結果・補足資料

< 休眠預金の管理方法 >

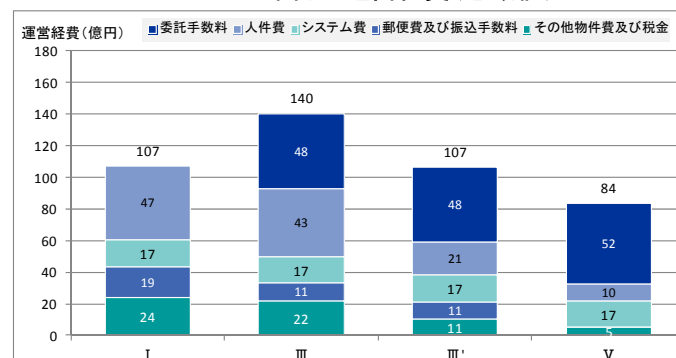
パターン	概要	業務実施機関			
		照会	払戻し		
			請求受付	払戻し額算定	金銭の支払い
I	管理機関で原則全ての事務を一元的に対応する(集中型)	管理機関及び 移管元金融機関	管理機関(郵送)	管理機関 (一定利率)	管理機関
II	基本的に管理機関で一元的に事務を行うが、請求受付については金融機関に委託して対応する		移管元金融機関 (窓口)		
III	請求受付及び払戻し額算定(利息計算、税金計算)を金融機関に委託して対応するが、払戻しは管理機関で対応する			移管元金融機関 (預金時の利率)	
III'	IIIに加え、照会に係る事務を金融機関に委託	移管元金融機関	移管元金融機関		
IV	照会及び払戻しに係る事務を移管元の金融機関に委託するが、照会業務のみ管理機関でも対応する	管理機関及び 移管元金融機関		移管元金融機関	
V	照会及び払戻しに係る事務を移管元の金融機関に委託して対応する(分散型)	移管元金融機関			

< 管理機関の運営経費 >

10年目の運営経費(楽観値)



10年目の運営経費(悲観値)



< 総合評価結果 >

評価項目	I	III	III'	V
1. 預金者の利便性	4	7	6	7
2. 業務面	4	7	7	7
3. システム面	0	2	6	6
4. 制度整備面	0	8	10	10
5. 経済性	19.5	13.5	22.5	25.5
合計点数	27.5	37.5	51.5	55.5